

## 大分市上下水道局臨時給水に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大分市水道事業給水条例（平成9年条例第40号。以下「条例」という。）第3条に規定する給水装置を介すことなく、一時的に給水（以下「臨時給水」という。）を行う場合の取扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。

### (要件)

第2条 臨時給水は、大分市内において、次の各号に掲げるいずれかの事由により給水の必要が生じた場合に行うものとする。ただし、災害その他非常時を除くものとする。

（1） 給水装置等の故障

（2） 一時的な水道水の確保

（3） 使用水源の枯渇及び汚染又は汚染のおそれが生じた場合

2 前項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、

給水が必要と認める時は、臨時給水を行うことができる。

3 臨時給水の使用期間は、3カ月以内であること。ただし、管理者がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

### (申請)

第3条 臨時給水を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、臨時給水を受ける前日までに臨時給水申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(給水方法)

第4条 給水方法は、使用者が管理するポリタンク又はタンク車等によるものとする。

ただし、管理者が管理する給水車を使用する場合は、使用者が管理する受水タンク等へ直接給水ができるものとする。

(給水料金)

第5条 臨時給水に係る水道料金（以下「臨時用水道料金」という）は、条例別表第

1における臨時用の従量料金に消費税相当額を加えたものとする。

2 給水量は、1立法メートル単位で算定し、端数は切り上げるものとする。ただし、

給水量が1立法メートルに満たない場合は、1立法メートルとして算定する。

3 臨時給水のために給水車を使用した場合は、給水車の最大積載量と同量を、臨時給水量として算定する。

(料金算定)

第6条 前条に定める臨時用水道料金のほか、臨時給水に係る料金は、次に掲げる費用を加えるものとする。この場合において、次の各号の費用の算定は、別表に定めるとおりとする。

(1) 労務費 大分市上下水道局職員（業務委託契約による客先常駐社員を含む。）が臨時給水に従事した時間に応じた費用

(2) 車両費 臨時給水に使用した給水車の車両損料及び燃料費

(3) 事務費 前2号に定める費用の合計額に100分の20を乗じて得た額

(4) 消費税相当額 前各号に定める費用の合計額に消費税及び地方消費税率を

乗じて得た額

(料金負担)

第7条 臨時用水道料金及び前条に規定する費用は、使用者が全額を負担するものとする。ただし、管理者がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(料金の納付)

第8条 使用者は、臨時用水道料金及び第6条に規定する費用を、管理者が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(損害賠償)

第9条 臨時給水後に発生した水質事故等において、管理者の責めに帰すべき事由がない場合は、管理者は損害賠償責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。